
監 査 委 員 公 表

那 監 公 表 1 号
平成 23 年 7 月 15 日

那覇市監査委員	大嶺	英明
同	宮里	善博
同	大浜	安史
同	仲松	寛

平成 23 年度前期定期監査の結果について（公表）

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づき、経済観光部、環境部、生涯学習部、学校教育部の定期監査を行ったので、同条第 9 項の規定により監査の結果を、次のとおり公表する。

定期監査報告書

- 第1 監査の対象 **経済観光部**
商工農水課、なはまちなか振興課、観光課
環境部
環境政策課、クリーン推進課、環境保全課
生涯学習部
総務課、生涯学習課、市民スポーツ課、高校総体推進室、文化財課、施設課、中央公民館、中央図書館
学校教育部
学校教育課、総合青少年課、学務課、学校給食課、教育研究所、学校給食センター
- 第2 監査の期間 平成23年3月28日から平成23年6月27日まで
- 第3 監査の方法 監査は平成22年度（平成23年3月31日現在）における予算の執行状況及び事務事業の状況並びに財産の管理状況等について、監査資料の提出を求め、関係各課等から説明を聴取し、これらの財務に関する事務が、法令に基づいて適正かつ効率的に執行されているかどうかを主眼として実施した。
- 第4 監査の結果 次のとおり

経済観光部

○ 商工農水課

1 職員の配置状況

商工農水課の職員配置状況は、課長1人、室長1人、副参事1人、主幹2人、主査5人、主任主事3人、主事2人計15人である。その他、非常勤職員5人、臨時職員10人である。

2 主な所掌事務

商工農水課は、産業振興基本構想の策定、産業立地及び企業誘致、商工業の指導育成、中小企業の振興、特産品及び伝統工芸の指導育成、那覇市伝統工芸館、那覇市IT創造館、那覇市ぶんかテンプス館、小口融資、経済動向等の調査・統計及び分析、流通対策、商業適正配置、経済団体との連絡調整、労働及び雇用、優秀技術者の表彰、職業訓練、農林水産業の振興、畜産、農漁業生産基盤の整備及び沿岸漁場の整備、水産施設の管理、農業委員会に関する事務等を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況について、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

(1) 負担金、補助及び交付金について

負担金の支出は、南部農業用廃プラスチックリサイクルセンター（82万9千

円)、琉球水難救済会(75万円)、海上保安協会(48万4,310円)、沖縄県漁港漁場協会(49万2千円)、伝統的工芸ふれあい広場事業(95万円)等である。

補助金の支出は、企業立地促進奨励助成金(株)ウイプロジャパン外8社(1,262万4,593円)産地組合補助金(那覇伝統織物事業協同組合外3団体)(138万円)、小口資金融資貸付金(152万9千円)、若年者雇用安定化推進事業(56万円)、障害者雇用安定化推進事業(172万3千円)、出荷箱購入補助(224万3,700円)等である。

(2) 資金前渡・概算払について

資金前渡による支払いは、小口融資の貸付け原資、企業誘致リサーチ等通信運搬費、那覇市中小企業審議会委員報酬等である。

概算払いによる支払いは、産地組合補助金(那覇伝統織物事業協同組合外3団体)、沖縄県企業誘致セミナー出席旅費等である。

これらについて、予算執行伺書等により審査した結果、「6 指摘事項等」以外はおおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約について

業務委託契約は、那覇市ぶんかテンプス館管理(4,700万円)、那覇市IT創造館管理(2,222万円)、那覇市伝統工芸館管理(1,083万2千円)外国人漁業研修生受入(1,674万円)、ふるさと雇用再生特別事業(那覇市伝統工芸館に於ける外国人観光客の受入事業に係る事業委託費)(983万3千円)等である。

(2) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料の契約は、那覇市IT創造館パソコン等機器一式の賃借(402万5,700円)、那覇市IT創造館ネットワーク設備賃借(161万7,840円)、農業基本調査等事業業務用自動車賃借(63万円)等である。

(3) 修繕料の契約について

修繕料の契約は、なはし就職なんでも相談センター(28万3,500円)、市民農園トイレ用用水ポンプ配管継手等取替修繕(7万3,500円)等である。

(4) 補償、補填及び賠償金の契約について

補償は、小口資金融資事業の沖縄県信用保証協会への損失補償(656万4,206円)である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

(1) 土地・建物について

土地は、市民農園(占有559.50㎡、貸付643.50㎡)、安謝小船溜場施設用地(占有3,194.37㎡、貸付2,027.97㎡)、壺川漁港換地用地(貸付502.25㎡)、那覇市伝統工芸館501.36㎡、文化活動支援施設(那覇市ぶんかテンプス館)868.60㎡、那覇市IT創造館2,080.48㎡である。

建物は、市民農園(占用4㎡)、泊船揚場ウインチ小屋(占用19.71㎡)、泊船揚場倉庫2棟(占用29.7㎡)、那覇市伝統工芸館1,356.06㎡、実演・体験施設253.20㎡、文化活動支援施設(那覇市ぶんかテンプス館)3,066.21㎡(占用2,828.46㎡、貸付237.75㎡)、産業育成施設3,422.27㎡(占用1,461.91㎡、貸付1,951.65㎡)である。

(2) 基金・その他について

基金は、那覇市小口資金融資貸付金(1億3,551万8千円)である。

(3) 有価証券について

有価証券は、(株) 沖縄産業振興センター株券 (5 千万円)、(株) サザンプラント (280 万円) である。

(4) 出資による権利について

出資による権利は、沖縄県信用保証協会 (5 億 7,238 万 5 千円)、沖縄県漁業信用基金協会出資金 (4,280 万円)、沖縄県農業信用基金協会出資金 (3,855 万円)、(財) 雇用開発推進機構 (1,500 万円)、沖縄県物産公社 (500 万円) 沖縄県園芸農業振興基金協会出資金 (111 万円)、沖縄県糖業振興協会出資金 (70 万円) である。

(5) 債権について

債権は、那覇市小口資金融資貸付金 (1 億 3,551 万 8 千円) である。

(6) 物品について

物品の出納及び保管等について、平成 23 年 5 月 10 日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合 (抽出) した。

これらについて、関連台帳等により審査した結果、おおむね適正に管理されているものと認めた。

6 指摘事項等

(1) 農業ボランティア育成事業について (注意事項)

農業ボランティア育成事業は、農業に関心のある市民を対象に基礎的な農業研修を行い、本市の農家に対する農業ボランティアとして育成するため講座を開設し、農家での手伝いなど、農家に対するボランティア活動支援を目的としている。

講座終了後の農業ボランティア活動の実績がみられないことから、今後の事業実施にあたっては、事業計画を検証のうえ適切な予算要求を行うとともに、しっかり事業構想を立て現状の課題分析を行い、事業手法を工夫する等改善に努められたい。

(2) 若年者雇用安定化推進事業について (要望事項)

若年者雇用安定化推進事業については、国庫補助事業等を活用して実施する事業であるが、26.7%と低い執行率となっている。

若年者雇用対策推進事業は、本市にとって重要課題のひとつとして平成 15 年から実施してきている。対象労働者となる国のトライアル雇用の申請状況の実態を十分把握できていないこと、ハローワークから個人情報保護を理由に十分な協力が得られていないこと、また、国の若年雇用奨励金の制度が拡充されてきたことなどが本市奨励金制度の利用低迷の一因と考えられる。

本市奨励金制度の周知を図るためハローワークとの連携調整も進められているようであるが、今後とも連携を深めるとともに、より活用しやすい制度となるよう改善工夫に努められたい。

○ なはまちなか振興課

1 職員の配置状況

なはまちなか振興課の職員配置状況は、課長 1 人、副参事 3 人、主幹 1 人、主査 4 人、主任主事 1 人、主事 2 人の計 12 人である。その他、非常勤職員 10 人、臨時職員 12 人である。

2 主な所掌事務

なはまちなか振興課は、中心商店街の活性化その他の商業の振興、路上喫煙防止、消費生活、計量器の調査及び計量思想普及、家庭における省資源運動、公設市場の基本政策及び管理に関する事務等を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

(1) 未収金の徴収について

未収金は、公設市場使用料(現年度分 170 万 1,552 円、滞納繰越分 686 万 2,110 円) 公設市場光熱水費実費徴収金(現年度分 365 万 8,043 円、滞納繰越分 816 万 64 円)である。

(2) 負担金、補助及び交付金について

補助金の支出は、一万人エイサー踊り隊助成金(132 万円)、国際通りトランジットマイル助成金(200 万円)、商店街活性化助成金(251 万 6,900 円)、頑張るマチグラー支援事業補助金(2,166 万円)等である。

(3) 資金前渡・概算払について

資金前渡による支払いは、安心・安全なマチグラー調査及び環境美化作業事業通信運搬費、公設市場使用料誤納還付金等である。

概算払による支払いは、頑張るマチグラー支援事業補助金、商店街活性化助成事業補助金、那覇市河川クリーンプロジェクト先進都市視察旅費等である。

これらについて予算執行伺書等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約について

業務委託契約は、第一牧志公設市場再整備合意形成推進業務委託(156 万 9,750 円)、若松公設市場・田原公設市場廃止に伴う営業等調査業務(2,934 万 7,500 円)、地域の力をつなぐまちづくり事業委託(1,251 万 2 千円) 公設市場の電気・機械設備保守管理業務委託(1,750 万 1,400 円)、公設市場の清掃業務委託(1,068 万 4,800 円)、公設市場の警備保安業務委託(897 万 7,500 円)等である。

(2) 使用料及び賃借料の契約について

賃借料の契約は、牧志公設市場土地賃借(2,392 万 1,712 円)、屋宜第 2 ビルの賃借(882 万円)、安心・安全なマチグラー調査及び環境美化作業事業の執務事務室賃借(192 万 7,800 円)等である。

(3) 修繕料の契約について

修繕料の契約は、牧志公設市場衣料部エスカレーター修繕(129 万 2,025 円) 牧志公設市場衣料部 2 階改修工事(129 万 1,500 円)、牧志公設市場衣料部 2 階解体工事(98 万 7 千円)等である。

(4) 補償、補填及び賠償金の契約について

補償の契約は、東公設市場廃止に伴う移転補償費(1,013 万 6,700 円)である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、「6 指摘事項等」以外はおおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

(1) 土地・建物について

土地は、第一牧志公設市場(占有 1,801.53 ㎡)、中心商店街にぎわい広場(占

用 2,108.00 m²) である。

建物は、牧志公設市場雑貨部 (占有 600.24 m²、貸付 113.15 m²)、牧志公設市場衣料部 (占有 882.31 m²、貸付 279.73 m²)、第一牧志公設市場 (占有 2,770.25 m²、貸付 1,091.27 m²)、田原公設市場 (占有 59.64 m²、貸付 210.00 m²)、宇栄原公設市場 (占有 130.10 m²、貸付 327.40 m²)、若松公設市場 (占有 1,803.66 m²、貸付 1,267.00 m²)、中心商店街にぎわい広場 (占有 177.80 m²) 等である。

(2) 物品について

物品の出納及び保管等について、平成 23 年 5 月 11 日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合 (抽出) した。

これらについて、関連台帳等により審査した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

6 指摘事項等

第一牧志公設市場再整備合意形成推進業務委託について (注意事項)

第一牧志公設市場再整備合意形成推進業務委託については、市場事業者及び周辺事業者等との合意形成をする事業であるが、業務委託契約を年度後半の平成 22 年 12 月 15 日に締結している。

この結果、十分な契約期間が確保されず、ひいてはこの事業の遅れにより公設市場の再整備検討事業に係る全体スケジュールの進捗にも影響を及ぼしかねない。事業の執行にあたっては、年度当初に的確に事業計画を策定し、迅速に事業成果が得られるよう努められたい。

○ 観光課

1 職員の配置状況

観光課の職員の配置状況は、課長 1 人、副参事 1 人、主幹 1 人、主査 3 人、主任主事 1 人、主事 5 人の計 12 人である。その他、臨時職員 1 人である。

2 主な所掌事務

観光課は、観光及びコンベンションの振興、観光資源の活用及び開発、観光協会その他観光関係団体の指導育成、プロ野球キャンプ誘致の事務等を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況について、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確なものと認めた。

なお、歳入及び歳出予算の執行状況については、次のとおりである。

(1) 負担金、補助及び交付金について

負担金の支出は、国際会議観光都市連絡協議会負担金 (260 万円)、クルーズ船促進連絡協議会負担金 (160 万円)、首里城祭への負担金 (60 万円)、沖縄観光コンベンションビューローへの賛助会費 (39 万円)、沖縄県スポーツコンベンション振興協議会負担金 (30 万円) 等である。

補助金の支出は、観光協会運営補助金 (3,402 万 6 千円)、観光協会事業補助金 (3,399 万 4 千円)、那覇爬龍船振興会補助金 (876 万 7 千円)、那覇大綱挽保存会補助金 (1,500 万円)、琉球王朝祭り首里実行委員会補助金 (357 万 5 千円) 等である。

(2) 資金前渡・概算払について

資金前渡による支払いは、九州観光都市連盟への負担金、観光功労者審査委

員への報酬等である。

概算払による支払いは、那覇市観光協会の運営経費、那覇ハーリーの事業経費、那覇大綱挽の事業経費、琉球王朝祭りの事業経費等である。

これらについて予算執行伺書等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約について

業務委託契約は、観光案内板多国語充実事業業務委託（1,638万円）、(外国人受入サポート事業業務委託（5,557万3千円）、外国人観光客Webサポート事業業務委託（3,897万2千円）、まち歩き整備事業業務委託（3,131万6千円）、首里を回遊型の観光拠点にする事業業務委託（1,854万3千円）、自転車エコツアー観光活性化事業業務委託（985万1千円）、プロ野球キャンプ等支援事業（446万9,700円）等である。

(2) 工事及び設計委託契約について

工事及び設計委託契約は、プロ野球キャンプ整備工事（3,313万8千円）である。

(3) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料の契約は、読売巨人軍那覇キャンプ用目隠しテント及び防球ネットの賃借外12件（252万9,623円）、複写機賃借（30万7,440円）等である。

これらの契約事務について、契約方法、契約内容、履行状況等を審査した結果、「6 指摘事項等」以外はおおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

物品について

物品の出納及び保管等について、平成23年5月12日、備品台帳、その他関係書類と現品を突合した結果、おおむね適正に管理されているものと認めた。

6 指摘事項等

観光案内板多国語充実事業について（注意事項）

観光案内板多国語充実事業については、経済危機対策臨時交付金を活用し、平成21年9月補正予算で計上されたが、事業実施のため各種手続き調整が遅れ平成22年度へ予算が繰越された。しかしながら、平成22年度においてもこれらの調整が長引き、事業完了できず平成23年度へ予算の一部を繰越した。

事業の遅れは、事業構想や事業計画の準備が十分練られていないのが主な要因だと思われる。結果として、本市の観光経済面へ影響を及ぼしていることも考えられる。事業の実施にあたっては、計画性をもって早期に事業完了されるよう努められたい。

環 境 部

○ 環境政策課

1 職員の配置状況

環境政策課の職員配置状況は、課長1人、副参事4人、主幹2人、主査7人、主任主事2人、主事6人、技師1人、総合現業主査1人、主任総合現業員4人、総合現業員6人の計34人である。その他、非常勤職員5人、臨時職員11人であ

る。

2 主な所掌事務

環境政策課は、環境基本計画、ゼロエミッション（資源循環型社会をいう。）の推進、地球温暖化対策、ISO14001の総括及び推進、屋上及び壁面緑化、廃棄物の処理及び清掃に係る総合計画の策定及び調整、那覇市・南風原町環境施設組合、ごみ減量及び資源化、一般廃棄物処理施設等の整備計画、一般廃棄物処理業の許可及び指導、一般廃棄物のし尿処理業及び浄化槽清掃業の許可及び指導に関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

(1) 負担金、補助及び交付金について

負担金の支出は、那覇市・南風原町環境施設組合管理運営負担金（18億1,222万7千円）、2010那覇市環境フェア負担金（271万4千円）、那覇市地球温暖化対策協議会負担金（80万円）、全国都市清掃会議会員費（19万円）等である。

補助金の支出は、緑のカーテン・屋上・壁面緑化推進事業（470万円）、住宅用太陽光発電導入促進助成事業補助金（230万円）である。

(2) 資金前渡・概算払について

資金前渡による支払いは、那覇市環境審議会委員報酬及び費用弁償、那覇市生ごみ処理機器及び処理容器奨励金、那覇市資源化物集団回収奨励金等である。

概算払による支払いは、統合マネジメントシステムの構築と運用講座受講の旅費、地球温暖化対策実行計画先進地視察旅費、省エネルギー普及のための人材研修参加旅費、平成22年度低炭素都市推進国際会議出席旅費、地球環境保全行動計画先進地行動事例視察の旅費等である。

これらについて、予算執行伺書等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約について

業務委託契約は、那覇市一般廃棄物処理手数料徴収事務（6,954万2,746円）、那覇市リサイクルプラザ啓発推進業務（967万7千円）、「買い物ゲーム」による環境教育支援事業（246万7,500円）、緑のカーテン・屋上・壁面緑化コンテスト業務（49万9千円）等である。

(2) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料は、タクシー使用料（77万2,830円）、作業用車両賃借（24万7,800円）、複写機賃借（15万2,081円）等である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、「6 指摘事項等」以外は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

(1) 基金・その他について

基金は、環境保全創造基金（2,314万5,085円）、一般廃棄物処理施設建設等基金（79万1,581円）である。

(2) 物品について

物品の出納及び保管等について、平成23年5月12日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合（抽出）した。

これらについて、関連台帳等により審査した結果、おおむね良好に管理されて

いるものと認めた。

6 指摘事項等

(1) 家庭用生ごみ処理機器購入奨励金交付事業について（注意事項）

家庭から排出される生ごみの減量を推進するため、生ごみ処理機器を購入する市民に対し奨励金を交付しているが、当年度予算額 450 万円（150 件）に対し交付額 183 万 4,882 円（91 件）と執行率 40.8%にとどまっている。

前回定期監査においても、当該事業の手法等について検討し事業効果を高めるよう要望したところであるが、補助割合を引き上げるなど一部対応策は講じられているものの、執行率がさらに落ち込んだ状況となっている。

今後は、当該交付事業の市民への広報啓発の強化や、これまでの奨励金交付者に対するフォローアップ調査等を行い、普及の上での課題を検証するとともに、中・長期的な数値目標を定めるなど、効果的な事業内容及び手法の検討に努められたい。

(2) 意識啓発講座業務委託及び講座用バス賃借料について（注意事項）

地球温暖化対策啓発事業における意識啓発講座業務委託料（20 万円）及び講座用バス賃借料（19 万 5,712 円）については、同講座実施を職員やエコライフサポーターにより対応したため、全額未施行となっている。

経費を節減したことについては評価できるが、事業の実施については事業計画を適確に策定し、適切な予算計上をされたい。

○ クリーン推進課

1 職員の配置状況

クリーン推進課の職員配置状況は、課長 1 人、副参事 1 人、主幹 3 人、主査 5 人、主任主事 4 人、主事 1 人、プラント整備主査 1 人、運転主査 2 人、環境整備主査 4 人、総合現業主査 1 人、主任総合現業員 3 人、主任環境整備員 3 人、主任プラント整備員 1 人、主任運転手 5 人、環境整備員 15 人、総合現業員 10 人、運転手 21 人の計 81 人である。その他、臨時職員 34 人である。

2 主な所掌事務

クリーン推進課は、一般廃棄物に係る収集及び指導、一般廃棄物（焼却される廃棄物等を除く。）の処理等、一般廃棄物処理施設の維持管理、ごみ搬入道路、ポイ捨て防止による環境美化促進、不法投棄防止、旧ごみ焼却施設の跡地利用施設整備及び公衆便所の維持管理に関する事務等を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

(1) 未収金の徴収状況について

未収金は、し尿処分手数料（356 万 9,237 円）である。

(2) 負担金、補助及び交付金について

負担金の支出は、クリーン推進課事務所維持管理負担金（292 万 8,046 円）、し尿収集運搬事業補助金（41 万 7,625 円）等である。

(3) 資金前渡・概算払について

資金前渡による支払いは、安全運転管理者講習会出席負担金等である。

概算払による支払いは、出張旅費である。

これらについて、予算執行伺書等により審査した結果、おおむね適正に処理さ

れているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約について

業務委託契約は、一般家庭用ごみ収集運搬業務（8億587万1千円）、リサイクルプラザ維持管理業務(4,337万5,500円)、汚水処理場維持管理業務(2,160万円)、一般資源化びん処理業務（1,811万2,500円）、し尿等下水道放流施設維持管理業務（1,153万8千円）等である。

(2) 工事及び設計委託契約について

工事及び設計委託契約は、那覇市資源化推進センター建設工事（4億5,675万円）、那覇市資源化推進センター外構工事（5,741万4千円）、那覇市資源化推進センター粗大ごみ再生工房新設工事（4,049万8,500円）等である。

(3) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料は、タクシー使用料（16万9,800円）、複写機賃借（8万4,553円）等である。

(4) 修繕料の契約について

修繕料は、攪拌装置修繕（107万4,990円）、遠心脱水機定期修繕（98万7千円）、曝気ブロー修繕（79万4,850円）等である。

(5) 補償、補填及び賠償金の契約について

賠償金は、ゴミ収集車両接触事故による賠償金支払い(14万434円)である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

(1) 土地・建物について

土地は、清掃工場埋立用地9万1,460.11㎡、那覇市環境センター7万1,412.00㎡、新汚水調整池3,260.00㎡、那覇市し尿等下水道放流施設2,249.00㎡等である。

建物は、ごみ処理施設（リサイクルプラザ）3,711.47㎡、環境センター汚水処理場1,355.01㎡、し尿等下水道放流施設1,300.91㎡、クリーン推進課事務所1,017.69㎡及び公衆便所（10箇所）181.69㎡等である。

(2) 物品について

物品の出納及び保管等について、平成23年5月11日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合（抽出）した。

これらについて、関連台帳等により審査した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

6 指摘事項等

該当事項はありません。

○ 環境保全課

1 職員の配置状況

環境保全課の職員配置状況は、課長1人、副参事1人、主幹2人、主査2人、主任主事5人、主事1人、予防主査1人、主任予防技術員1人及び予防技術員8人の計22人である。その他は、非常勤職員1人、臨時職員2人である。

2 主な所掌事務

環境保全課は、環境保全、公害防止に関する施設及び実施計画、公害の苦情処

理相談及び紛争の処理、自然保護、狂犬病の予防、ハブ対策、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）に基づく業務、空き地管理及びそ族昆虫の駆除に関する事務等を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

(1) 負担金、補助及び交付金について

負担金の支出は、いなんせ斎苑管理運営負担金（9,441万8千円）、漫湖水鳥・湿地センター管理運営負担金（500万円）、国場川水あしび負担金（50万円）、沖縄県公衆衛生協会運営負担金（30万5,042円）等である。

補助金の支出は、生活排水対策推進事業補助金（250万6千円）、テレビ受信障害対策事業補助金（207万930円）及び水資源有効利用推進事業（68万4,275円）等である。

(2) 資金前渡・概算払について

資金前渡による支払いは、環境啓発事業（大嶺海岸観察会、ホテル観察会、星空観察会、湧水めぐり等）の報償費及び火災保険料等である。

概算払は、ラムサール条約登録湿地関係市町村会議出席、大阪市環境局事業部視察及び動物愛護管理者研修の出席旅費である。

これらについて、予算執行伺書等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約について

業務委託契約は、自然環境保全・再生事業（350万円）、環境啓発事業（147万円）、市内河川等水質総合調査（130万2千円）、狂犬病予防法による登録事務等に関する業務（87万4,125円）等である。

(2) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料は、野犬対策強化事業用車両の賃借（20万340円）、タクシー使用料（19万5,990円）、複写機賃借（10万9,643円）等である。

(3) 修繕料の契約について

修繕料は、業務用車両修理代等（34万5,228円）である。

(4) 補償、補填及び賠償金の契約について

賠償金は、車両事故による賠償金支払い（29万3,333円）である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

(1) 土地・建物について

建物は、遺骨安置所 52.06 m²である。

(2) 物品について

物品の出納及び保管等について、平成23年5月10日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合（抽出）した。

これらについて、関連台帳等により審査した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

6 指摘事項等

該当事項はありません。

生涯学習部

○ 総務課

1 職員の配置状況

総務課の職員配置状況は、課長1人、副参事3人、主幹2人、主査9人、主任主事3人、主事1人、保健師1人の計20人である。その他、非常勤職員115人、臨時職員18人である。

2 主な所掌事務

総務課は、教育委員会会議、秘書及び渉外、請願及び陳情、教育長協会等の教育団体、条例、規則等の制定、改廃及び解釈、情報公開及び個人情報保護、文書及び公印、庁内共用備品の調達及び管理、議会との連絡調整事務、災害対策等、庁舎管理、教育委員会例規審議会、教育に係る調査及び広報、教育行政に関する相談、基本構想、基本計画（教育行政運営ビジョンを含む。）の策定及び推進、重点施策の策定、主要事業の進行管理、実施計画、予算の編成及び決算、組織及び定数、事務管理、余裕教室及び空き教室、局議、課長連絡会、市費負担職員の任免、分限、懲戒、表彰及び服務その他身分取扱い、市費負担職員の勤務条件、市費負担職員の研修、職員の安全及び衛生管理、市費負担職員の福利厚生及び公務災害、市費負担職員の賃金及び報酬、学校規模の適正化及び適正配置、両部に係る総合調整等に関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

(1) 負担金、補助及び交付金について

負担金の支出は、沖縄県市町村教育委員会連合会（51万4,680円）、沖縄県市町村教育長協会（50万1,590円）、沖縄県高等学校定時制通信制教育振興会（3万6,413円）、沖縄県社会保険協会（3万2,500円）、安全衛生推進者養成研修（1万260円）、市町村アカデミー研修「青少年育成」（1万7,100円）等である。

(2) 資金前渡・概算払について

資金前渡による支払いは、全国都市教育長協議会総会・研究大会負担金、沖縄県市町村教育委員会連合会負担金、沖縄県市町村教育長協会負担金、市町村アカデミー研修負担金等である。

概算払による支払いは、全国都市教育長協議会定期総会・研究大会、沖縄県市町村教育委員会連合会大会、市町村教育委員会研究協議会（第2ブロック）、国際文化アカデミー旅費等である。

これらについて予算執行伺書等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約について

業務委託契約は、教育長車運転業務（240万円）、定期健康診断業務（209万2,230円）、教育委員会庁舎ワックス塗布業務外5件（58万2,645円）、PCB汚染物安定器のドラム缶詰替外1件（45万4,650円）である。

(2) 工事及び設計委託契約について

工事及び設計委託契約は、那覇市教育委員会旧庁舎解体工事（4,030万9,500

円)である。

(3) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料の契約は、電話交換機等設備賃借(664万2,720円)、教育委員会庁舎敷地賃借(205万5,744円)、教育委員会事務局一時移転庁舎賃借(4,448万2,104円)、公用車駐車場賃借(205万2,642円)、教育長車賃借(64万8,900円)、とまりん駐車料金(111万6,200円)等である。

(4) 修繕料の契約について

修繕料の契約は、印刷機修繕外2件(6万1,015円)、コンセント増設工事他3件(63万2,625円)、公用車修理外3件(11万824円)である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

物品について

物品の出納及び保管等について、平成23年5月9日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合(抽出)した結果、おおむね適正に管理されているものと認めた。

6 指摘事項等

光熱水費の歳出予算執行について(注意事項)

庁舎維持管理費の光熱水費不足により299万4千円の増額補正をした。

その後、管理会社による電気料金の誤徴収が分かり、156万4,084円が返還され戻入手続した結果、予算残額は207万3,491円となっている。

予算執行にあたっては、事業に係る支出経費を精査し適切な予算執行となるよう注意されたい。

○ 生涯学習課

1 職員の配置状況

生涯学習課の職員配置状況は、課長1人、主幹2人、主査3人、主任主事3人、主事2人の計11人である。その他、臨時職員1人である。

2 主な所掌事務

生涯学習課は、生涯学習の推進に係る企画、調査及び総合調整、生涯学習の推進に係る広報、啓発活動及び関連事業、生涯学習関連のデータベースの整備及び提供、社会教育に関する企画、調査及び総合調整、那覇こどものためのデザイン事業、社会教育関係団体の育成及び指導助言、育英事業、社会教育指導員、学校開放の総合的推進、社会教育施設の設置及び廃止、社会教育実習、市民文化、ユネスコ活動、社会教育関係職員の研修に関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

(1) 負担金、補助及び交付金について

負担金の支出は、沖縄県社会教育委員連絡協議会負担金(4万9千円)、那覇地区社会教育委員連絡協議会負担金(3万9千円)、沖縄県社会教育指導員連絡協議会負担金(1万3千円)、沖縄県社会教育指導員研修会参加負担金(3,500円)、全国生涯学習市町村協議会年会費(3万円)、さいおんスクエア管理組合管理費分担金(45万1,401円)である。

補助金の支出は、那覇市婦人連合会運営補助金(86万4千円)、那覇市PT

A 連合会運営補助金（197 万 6 千円）、育英事業（564 万 6 千円）である。

(2) 資金前渡・概算払について

資金前渡による支払いは、第 18 回沖縄県社会教育指導員研修会参加負担金及び費用弁償、沖縄県社会教育指導員連絡協議会役員会に伴う旅費及び費用弁償、社会教育指導員連絡協議会への講師謝礼金である。

概算払による支払いは、那覇市育英会補助金、生涯学習振興費補助金（那覇市 PTA 連合会・那覇市婦人連合会）である。

これらについて、予算執行伺書等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約について

業務委託契約は、久茂地公民館図書館耐久度調査業務委託（136 万 5 千円）、那覇市子育て支援ブックスタート業務委託（169 万 4 千円）、那覇こどものためのデザイン室運營業務委託（313 万 1,709 円）、繁多川公民館業務委託（1,495 万 2 千円）、繁多川図書館業務委託（1,714 万 8 千円）、（仮称）牧志・安里公民館図書館設置事業業務委託（工事監理）（1,386 万円）、若狭公民館業務委託（1,123 万 4 千円）である。

(2) 工事及び設計委託の契約について

工事及び設計委託の契約は、（仮称）牧志・安里公民館図書館設置工事（建築）（1 億 6,452 万 4,500 円）、（仮称）牧志・安里公民館図書館設置工事（電気）（4,006 万 8 千円）、（仮称）牧志・安里公民館図書館設置工事（機械）（7,811 万 3,700 円）、（仮称）牧志・安里公民館図書館プラネタリウム工事（8,996 万 4 千円）、（仮称）牧志・安里公民館図書館防犯装置設置工事（87 万 5,280 円）、首里公民館図書館工作物移転工事設計業務委託（49 万 3,500 円）、首里公民館図書館工作物移転工事（1,005 万 4,800 円）、平成 22 年度小禄南公民館・図書館屋上防水改修工事（361 万 9,350 円）である。

(3) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料の契約は、キャノン複写機賃借（6 万 3 千円）、中央公民館・中央図書館敷地賃借（83 万 3,400 円）、石嶺スポーツ文化プラザ用地賃借（644 万 9,675 円）、中央公民館・中央図書館敷地賃借（80 万 6,520 円）、中央公民館・中央図書館県有地土地賃借（5 万 5,272 円）、コピーチャージ料その外 1 件（34 万 3,302 円）である。

(4) 修繕料の契約について

修繕料の契約は、城岳小学校地域・学校連携施設畳修繕その外 10 件（30 万 4,185 円）である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

(1) 土地・建物について

土地は、公民館 合計 14,646.36 m²、建物は、公民館 10,836.96 m²、図書館 4,484.25 m² 合計 15,321.21 m² である。

(2) 物品について

物品の出納及び保管等について、平成 23 年 5 月 9 日備品台帳、その他関係書類と現品を突合（抽出）した。

これらについて、関連台帳等により審査した結果、「6 指摘事項等」以外は、

おおむね適正に管理されているものと認めた。

6 指摘事項等

公有財産取得通知について（注意事項）

（仮称）牧志・安里公民館図書館は、平成23年3月までには建物工事完了に伴い土地と建物（保留床購入分）の所有権保存に関する登記事務手続きは取られて管理移管されている。しかしながら、建物の従物としてのプラネタリウム機器、内装工事における建築、電気、機械、防犯機器等（工事請負金額計4億3,352万円）の公有財産の取得通知手続きがとられていない。

那覇市公有財産規則第11条（財産の取得通知）の規定に基づき、速やかに取得通知を行い、資産の状況を把握できるように留意され、適正な財産管理に努められたい。

○ 市民スポーツ課

1 職員の配置状況

市民スポーツ課の職員配置状況は、課長1人、主幹1人、主査2人、主任主事2人、主事1人の計7人である。その他、非常勤職員1人である。

2 主な所掌事務

市民スポーツ課は、社会体育に関する企画、調査及び研究、社会体育施設の設置、管理及び廃止、体育指導委員、社会体育関係団体の育成及び指導助言、レクリエーション、学校体育施設の開放、所管する公の施設等の管理運営に関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

(1) 負担金、補助及び交付金について

負担金の支出は、沖縄県体育指導委員協議会（6万1,865円）、那覇・浦添地区体育指導委員協議会（5万円）等である。

補助金の支出は、NPO法人那覇市体育協会運営補助金（457万1千円）、第53回九州地区体育指導委員研究大会（沖縄大会）（20万円）、筑後川旗第27回西日本学童軟式野球大会派遣（22万1,520円）及び第32回稲尾杯少年野球大会派遣（21万234円）等である。

(2) 資金前渡・概算払について

資金前渡による支払いは、学校体育施設開放管理指導員報償費、地域スポーツ教室報償費、体育指導委員報酬及び同指導委員研究大会参加負担金等である。

概算払による支払いは、NPO法人那覇市体育協会への補助金である。

これらについて、予算執行伺い書等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約について

業務委託契約は、那覇市体育施設指定管理委託料（8,297万4千円）、那覇市営奥武山体育施設指定管理委託料（7,800万円）、奥武山サブグラウンド芝生養生管理業務委託（299万2,500円）等である。

(2) 工事及び設計委託契約について

工事請負契約は、那覇市営奥武山野球場その他関連施設工事（繰越明許費）

(1,895万6,700円)である。

(3) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料の契約は、学校体育館清掃用モップ賃借(135万3,544円)等である。

(4) 修繕料の契約について

修繕料の契約は、那覇市営奥武山野球場及び屋内練習場温水洗浄便座設置工事(153万8,250円)、那覇市営奥武山野球場マウンド等荒木田土入替修繕料(115万5千円)等である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

(1) 土地・建物について

土地は、ゲートボール場(1,991.34㎡)、建物は、那覇市営奥武山野球場(9,956.12㎡)、同屋内運動場(3,235.87㎡)、同スコアボード(454.01㎡)、那覇市首里石嶺市民プール(1,009.99㎡)及びゲートボール場の便所(5.10㎡)である。

(2) 物品について

物品の出納及び保管等について、平成23年5月10日、備品台帳、その他関係書類と現品を突合(抽出)した。

これらについて、関連台帳等により審査した結果、おおむね適正に管理されているものと認めた。

6 指摘事項等

該当事項はありません。

○ 高校総体推進室

1 職員の配置状況

高校総体推進室の職員配置状況は、室長1人、主事1人の計2人である。その他、臨時職員1人である。

2 主な所掌事務

高校総体推進室は、全国高等学校総合体育大会及び同那覇市実行委員会に関する事務を所掌し、那覇市開催競技として、①水泳(競泳・飛込)競技大会、②女子バレーボール競技大会、③柔道競技大会、④弓道競技大会、⑤テニス競技大会及び⑥なぎなた競技大会に関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

負担金、補助及び交付金について

補助金の支出は、平成22年度全国高等学校総合体育大会那覇市実行委員会補助金(4,340万4,407円)である。

これらについて、予算執行伺い書等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

工事及び設計委託契約について

工事請負契約は、漫湖公園市民庭球場7番～10番コート改修工事(繰越明許費)

(1,601万8,250円)、平成21年度漫湖公園市民庭球場フェンス設置工事（事故繰越）(221万1,500円)である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

物品について

物品の出納及び保管等について、平成23年5月10日に関係書類を閲覧した。

これらについて、平成23年3月31日付けで市民スポーツ課へ引継ぎされていることを確認した。

6 指摘事項等

該当事項はありません。

○ 文化財課

1 職員の配置状況

文化財課の職員配置状況は、課長1人、副参事1人、主幹2人、主査1人、専門員主査2人、主任技師1人、主任主事2人、主任専門員3人、主事1人、専門員1人の計15人である。その他、非常勤職員22人、臨時職員8人である。

2 主な所掌事務

文化財課は、文化財の保存及び活用に関する企画、調査及び研究、指定文化財の維持管理、文化財調査審議会、文化財関係団体の育成及び指導助言、世界遺産、芸術文化の振興、埋蔵文化財の発掘調査、文化財の保存及び活用、所管する教育機関の指導助言及び公の施設等の管理運営に関する事務等を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

(1) 負担金、補助及び交付金について

負担金の支出は、全国史跡整備市町村協議会（4万円）、沖縄地区史跡整備市町村協議会（2万円）、世界遺産登録10周年記念事業負担金（35万円）、文化財保存事業費補助金（365万3千円）等である。

(2) 資金前渡・概算払について

資金前渡による支払いは、識名園排水設備事業の指導に係る旅費（8万1,230円）、第45回全国史跡整備市町村協議会大会旅費（11万1,170円）、伊江殿内庭園^{ドゥンチ}保存整備事業現場指導（文化庁職員）旅費（5万2,350円）、財産の取得（伊江殿内庭園^{ドゥンチ}用地購入）（3億9,036万2,699円）、世界遺産登録10周年記念事業負担金（35万円）等である。

概算払による支払いは、史跡等公有化（先行取得）ヒアリングに係る旅費（8万4,260円）、文化財保存事業費補助金（365万3千円）である。

これらについて、予算執行伺い書等により審査した結果、「6 指摘事項等」以外は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約について

業務委託契約は、市指定文化財及び市所有文化財清掃業務委託（441万円）^{タマ}玉

ウドゥン 陵 管理業務委託（720 万円）、識名園管理運營業務（1,930 万円）、伊江殿内庭園基本計画・基本設計業務（523 万 3,200 円）、宇大嶺村跡分布調査業務（2,579 万 7,655 円）、銘苧墓跡群基本計画業務委託（222 万 6 千円）、陸上自衛隊基地内試掘調査に伴う磁気探査業務外 1 件（81 万 9 千円）等である。

(2) 工事及び設計委託契約について

工事請負契約は、首里金城町石畳道保存修理工事（62 万 1,600 円）、識名園排水整備工事（その 8）（873 万 670 円）、伊江殿内庭園仮囲い設置工事（99 万 4,350 円）である。

(3) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料の契約は、三原資料室賃借（422 万 1 千円）、神原資料室賃借（158 万 1 千円）、重機使用料（170 万 9,075 円）、ノート型パソコン賃借外 3 件（78 万 3,920 円）、仮設事務所賃借（33 万 6 千円）等である。

(4) 修繕料の契約について

修繕料の契約は、公用車修理外 2 件（15 万 8,529 円）、スロープ修繕（52 万 8,150 円）、消防設備不良個所取替外 6 件（33 万 3,480 円）、県庁壕柵設置修繕工事外 3 件（65 万 2,450 円）等である。

(5) 補償、補填及び賠償金の契約について

補償契約は、伊江御殿別邸庭園用地買上げに伴う物件移転補償（42 万 8 千円）、山下町第一洞穴遺跡周辺整備事業に伴う物件移転補償（712 万 3,650 円）である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、「6 指摘事項等」以外は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

(1) 土地・建物について

土地は、那覇市文化財泊外人墓地、安谷川、金城大樋川、仲之川、新垣ヌカー一、潮汲川、上ヌ東門ガー、下ヌ東門ガー、加良川、宝口樋川、シーマシ嶽、雨乞嶽、寒水川樋川、安谷川嶽、さくの川、ガーナー森、識名園、玉 陵、旧崇元寺第一門及び石牆、円覚寺跡、園比屋武御嶽、伊江殿内庭園、美連嶽、火立毛、史跡銘苧墓跡群、伊江御殿別邸庭園、山下町第一洞穴遺跡である。

建物は、玉 陵（奉円館、東の御番所）、埋蔵文化財仲井真収蔵庫、伊江御殿別邸庭園・茶室である。

(2) 物品について

物品の出納及び保管等について、平成 23 年 5 月 10 日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合（抽出）した。

これらについて関連台帳等により審査した結果、おおむね適正に管理されているものと認めた。

6 指摘事項等

(1) 伊江御殿別邸庭園用地買上げ事業について（注意事項）

国指定名勝である伊江御殿別邸庭園^{ウドワン}については、土地売買契約書により同土地内にある木造瓦葺平屋建居宅と茶室の寄附を受けた。

しかしながら、庭園部分の立木及び工作物については、土地売買契約書には記載がなく、口頭による寄附となっている。

那覇市公有財産規則第7条によると財産の寄附を受ける場合は、契約書案又は寄附申込書を調えなければならないと規定されている。

取得した財産の権利関係を明確化し、適正な財産管理に努められたい。

(2) 字大嶺村跡分布調査業務委託料について（注意事項）

那覇空港大嶺地区埋蔵文化財分布調査事業として、字大嶺村跡分布調査業務委託料（5,793万4千円）を予算計上し、一般競争入札の結果、落札額（2,168万2,500円）、落札率37.9%となった。予算残額については、減額補正（3,155万円）をしている。

当初予算の見積もりにあたっては、適確な算定を行い適切な予算計上となるよう注意されたい。

○ 施設課

1 職員の配置状況

施設課の職員の配置状況は、課長1人、副参事1人、主幹2人、主査10人、主任主事2人、主任技師4人、技師7人の計27人である。その他、非常勤職員5人である。

2 主な所掌事務

施設課は、教育施設に関する企画・調査及び研究、教育施設の建設計画、施設の維持補修工事、教育財産台帳の整理保存、学校施設の維持及び管理（警備、目的外使用許可及び災害共済を含む）、学校用地（幼稚園用地を含む）の取得、借用及び管理及び賃借、施設の防災計画書の取りまとめ、課内庶務に関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況について

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確なものと認めた。

(1) 負担金、補助及び交付金について

負担金の支出は、沖縄県地区防音事業連絡協議会11万2千円、沖縄県公立文教施設整備期成会2万円等である。

(2) 資金前渡・概算払について

資金前渡による支払いは、平成22年度小学校借用校地賃借料の供託金支払い109万1,245円、平成22年度中学校借用校地賃借料の供託金支払い124万9,222円である。

これらについて、予算執行伺い書等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約について

業務委託契約は、警備業務委託（小学校9件2,808万514円、中学校8件1,325万496円）、自家用電気工作物保安管理業務委託（小学校2件425万1,450円、中学校2件215万7,540円）、消防用設備保守点検業務委託（小学校2件1,074

万 3,660 円、中学校 2 件 601 万 7,490 円)、冷房機及び空調設備保守点検業務委託(小学校 4 件 604 万 5,441 円、中学校 4 件 386 万 6,559 円、荷物用昇降機保守点検業務委託(小学校 8 件 421 万 8,770 円、中学校 4 件 61 万 2,490 円)等である。

(2) 工事及び設計委託契約について

工事及び設計委託契約は、校舎維持補修(小学校 18 件 1,080 万 5,439 円、中学校 13 件 1,118 万 1,225 円、消防設備改修(小学校 4 件 418 万 9,500 円、中学校 1 件 116 万 250 円)、(仮称)新都心第 2 小学校新築事業等(委託料)(5 件、9,244 万 847 円)、(仮称)新都心第 2 小学校新築事業等(工事請負)(12 件、8 億 9,203 万 1,400 円)、(仮称)新都心第 2 小学校防音併行事業(4 件、3430 万 4 千円)、古蔵小学校校舎建設事業等(設計・監理)(2 件、2,427 万円)、古蔵小学校校舎建設事業等(工事請負)(9 件、10 億 9,849 万 2,900 円)、普通教室冷房設置事業(委託料)(1 件、427 万 1,400 円)、普通教室冷房設置事業(工事請負)(2 件、3,636 万 9,900 円)、古蔵中学校屋内運動場建設事業(委託)(1 件、855 万 5,400 円)、古蔵中学校屋内運動場建設事業(工事請負)(4 件、3 億 9,603 万 6,250 円)、学校地上デジタルテレビ対応アンテナ設置工事(4 件 2,282 万 7 千円)、学校体育館床補修工事(2 件 6,964 万 4 千円)等の工事である。

(3) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料の契約は、県有地賃借の与儀小学校(776,520 円)、神原小学校(895,308 円)、神原中学校(823,236 円)鏡原中学校(764,376 円)、個人有地賃借の安謝幼稚園(156 万 744 円)、城東小学校(608 万 5,642 円 供託除く)、城南小学校(227 万 5,054 円 供託除く)、真嘉比小学校(913 万 6,099 円)、大道小学校(264 万 2,556 円)、与儀小学校(700 万 5,101 円)、城岳小学校(169 万 9,387 円)、松島小学校(1,354 万 810 円)、安岡中学校(934 万 3,243 円 供託除く)、首里中学校(1,048 万 9,515 円 供託除く)、真和志中学校(148 万 8,816 円)、石田中学校(684 万 7,606 円)等、タクシー使用料及び複写機保守料金等である。

(4) 修繕料の契約について

修繕料の契約は、神原中学校トイレブース等修繕(その 1)(54 万 1,800 円)、神原中学校トイレブース等修繕(その 2)(84 万 4,200 円)、小禄小学校普通教室棟剥離修繕(129 万 1,500 円)、小禄小学校普通教室棟剥離修繕(その 2)(119 万 4,396 円)、宇栄原小学校水道設備修繕(112 万 4,550 円)、垣花小学校非常放送設備修繕(118 万 6,500 円)等である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、「6 指摘事項等」以外はおおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

(1) 土地・建物について

土地は、学校用地 993,135.80 m²、繁多川無縁墓地用地 317.00 m²である。

建物は、(36 校)小学校校舎 216,014 m²、屋内運動場 36,841 m²、プール 12,654 m²、(17 校)中学校校舎 118,197 m²、屋内運動場 21,109 m²、プール 6,607 m²である。

(2) 物品について

物品の出納及び保管等について、平成 22 年 5 月 9 日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合(抽出)した。

これらについて、関連台帳等により審査した結果、おおむね適正に管理されているものと認めた。

6 指摘事項等

(1) 修繕料等の契約状況について (注意事項)

神原中学校のトイレブース等修繕業務及びその他複数の業務において、結果として同一業者と2回に分割して随意契約を行っているケースがある。同種同様な工事の発注は工期などを工夫することにより一括発注も可能であることから、今後は修繕計画を十分に精査し競争入札に付するなど効率的な事業執行に努められたい。

(2) 学校割当予算について (要望事項)

施設課における、光熱費等の学校割当予算の各学校への再配当は、その根拠規定が不明確であり早急に根拠規定を明確にされたい。

○ 中央公民館

(市立公民館7館のうち、中央公民館、首里公民館、小禄南公民館、繁多川公民館について実施した。)

1 職員の配置状況

各公民館の職員配置状況は、中央公民館は課長1人、主幹1人、主査1人、主任公民館主事3人の計6人である。その他、非常勤職員3人、臨時職員1人である。首里公民館は主査1人、主任公民館主事1人、公民館主事1人の計3人である。その他、非常勤職員3人である。小禄南公民館は主査1人、主任公民館主事2人の計3人である。その他、非常勤職員2人である。繁多川公民館は主幹1人である。

2 主な所掌事務

公民館は、講座の開設、討論会、講習会、講演会、実習会、展示会、まつり等の開催、体育、レクリエーション等に関する集会の開催、各種の団体、機関等の連絡、施設を市民の集会その他公共的利用に供すること、学習団体の育成、学習相談、広報(館報等)、複合施設の維持管理、その他公民館の設置目的を達成するために必要な事業、公民館使用料に関する事務等を所掌している。

なお、中央公民館は、この外市全域にわたる事業、公民館相互の連絡調整及び統括、公民館運営における市民との協働に関する事務も所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、納付書兼調定票、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

(1) 負担金、補助及び交付金について

[中央公民館]

沖縄県公民館連絡協議会(16万1,700円)、那覇地区公民館連絡協議会(11万2千円)、第61回九州地区公民館研究大会沖縄大会開催地負担金(30万円)等である。

(2) 資金前渡・概算払について

[中央公民館]

資金前途による支払いは、少年教室等の講師及び補助員への報償費等である。概算払による支払いは、社会教育指導員研修等に伴う費用弁償である。

[首里公民館]

資金前途による支払いは、城西小3年「総合学習」の講師報償費である。

これらについて、予算執行伺い書等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約について

[中央公民館]

那覇市公民館・図書館警備業務(1,380万2千円)、那覇市公民館・図書館清掃業務(1,311万9千円)である。

[首里公民館]

特定建築物環境衛生管理業務(112万3,500円)、エレベータ保守点検(37万4,300円)、塵芥処理(17万500円)等である。

[小禄南公民館]

エレベータ保守点検業務(25万2千円)、塵芥処理業務(29万8,600円)、排水管清掃外4件(46万5,150円)である。

(2) 使用料及び賃借料の契約について

[中央公民館]

中央公民館外1館の印刷機賃借(55万5,660円)、中央公民館外1館の複写機賃借(56万7千円)、那覇市公民館券売機賃借(183万780円)、公民館ノート型パソコンの賃借(12万5,685円)等である。

[首里公民館]

首里公民館・図書館空調設備等賃借及び光熱費削減保証サービス契約(524万4千円)、タクシー使用料(10万3,940円)等である。

[小禄南公民館]

小禄南公民館・図書館空調設備等賃借及び光熱費削減保証サービス契約(344万2,584円)、タクシー使用料外1件(6万6,620円)である。

[繁多川公民館]

複写機賃借(9万3,731円)、タクシー使用料外1件(12万3,931円)である。

(3) 修繕料の契約について

[中央公民館]

印刷機修繕(2万1千円)である。

[首里公民館]

消防用設備修繕外27件(108万3,900円)、CDプレイヤー修繕外3件(5万4,708円)である。

[小禄南公民館]

プロジェクターランプ取換修繕外2件(6万4,995円)、排煙窓(点検・補修)外7件(23万8,428円)である。

[繁多川公民館]

印刷機修繕2件(2万9,085円)である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

物品について

各公民館における物品の出納及び保管等について、平成23年5月11日から5月12日、中央公民館、首里公民館、小禄南公民館、繁多川公民館において、備品

台帳、その他関係書類と現品を突合（抽出）した結果、おおむね適正に管理されているものと認めた。

- 6 指摘事項等
指摘事項なし。

○ 中央図書館

（市立図書館7館のうち、中央図書館、首里図書館、小禄南図書館について実施した。）

1 職員の配置状況

各図書館の職員配置状況は、中央図書館の配置は、課長1人、主幹1人、主査4人、主任主事5人の計11人である。その他、非常勤職員8人、臨時職員2人、緊急雇用臨時2人である。首里図書館は、主査1人、主任主事1人、主事1人の計3人である。その他、非常勤職員7人、臨時職員1人、緊急雇用臨時1人である。小禄南図書館の配置は、主査1人、主任主事1人、主事1人の計3人である。その他、非常勤職員7人、緊急雇用臨時1人である。

2 主な所掌事務

各図書館は、図書館奉仕、レファレンス及び読書相談、図書館資料の購入計画、選書、登録、除籍等、図書館資料の保存、障がい者のための資料の収集及び宅配サービス、寄贈図書の入、読書会、おはなし会等、読書推進事業の主催及び関係団体の支援、他の公共図書館及び学校図書館等との図書館資料の相互貸借、図書館運営における市民との協働、所管する複合施設の維持管理（中央、若狭、繁多川）、その他図書館の設置目的を達成するために必要な事業に関する事務等を所掌している。

なお、中央図書館は、この外学校、社会教育関係団体等への視聴覚教材等の貸出、図書館コンピュータシステムの運営管理、統計及び広報、図書館運営の調査研究及び企画、図書館関連要綱等の内規の制定、図書館業務の総括に関する事務も所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

（1）負担金、補助及び交付金について

負担金の支出は、日本図書館協会負担金（5万円）、沖縄県公共図書館連絡協議会負担金（7万6千円）、沖縄県図書館協会負担金（5千円）である。

（2）資金前渡・概算払について

資金前渡による支払いは、図書館ボランティアの保険加入、図書館コンピュータシステム先進地視察に伴う旅費である。

概算払による支払いは、図書館コンピュータシステム先進地視察に伴う旅費である。

これらについて、予算執行伺書等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

（1）業務委託契約について

業務委託契約は、公民館・図書館警備業務委託（933万6千円）、清掃業務委託（7図書館分）（966万6千円）、空調設備保守点検業務委託（中央・繁多川）（110万2,500円）、昇降機保守点検業務委託（若狭）（50万7,788円）、新刊全

件マーク作成業務委託（288万7,500円）、図書搬送業務（196万1,800円）、自家用電気工作物保安管理業務委託（中央）外11件（169万8,889円）等である。

(2) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料の契約は、複写機賃借（中央・久茂地・首里）（67万2千円）、複写機保守契約（中央・久茂地・首里）（47万906円）、複写機賃借（小禄南・若狭・石嶺・繁多川）（29万9,064円）、タクシー使用料（25万330円）、図書館システム（1,532万1,600円）、那覇市立図書館ハウジングサービス利用契約（36万円）、マイクロフィルムリーダープリンタ賃借（44万7,300円）、図書館配本連絡用車両賃借（32万8,860円）、日経テレコン21使用料外3件（31万5,800円）、若狭公民館・図書館空調設備等賃借及び光熱費削減保証サービス契約（241万9,200円）、デスクトップ型PC等賃借（22万6,800円）等である。

(3) 修繕料の契約について

修繕料の契約は、高圧受変電設備修繕外33件（202万997円）、16ミリフィルム（まけるなチッチ外9本）の修理外5件（23万6,921円）等である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

物品について

物品の出納及び保管等について、平成23年5月10日中央図書館、同月11日に小禄南図書館、同月12日に首里図書館の備品台帳、その他関係書類と現品を突合（抽出）した結果、おおむね適正に管理されているものと認めた。

6 指摘事項等

該当事項はありません。

学校教育部

○ 学校教育課

1 職員の配置状況

学校教育課の職員の配置状況は、課長1人、副参事3人、指導主事8人、主幹1人、主査1人、主任主事3人、主事2人の計19人である。

2 主な所掌事務

学校教育課は、学校経営に関する指導助言、教育課程及び教育内容の指導助言、学校教育に関する企画・調査及び研究、教科領域研究団体の助成、教科用図書の採択、就学指導委員会、学校教育実習、学校の設置及び廃止、県費負担教職員の免許・任免・分限・懲戒・表彰及び服務その他身分取扱い、県費負担教職員の福利厚生及び公務災害、県費負担教職員の研修、校長連絡協議会・教頭連絡会、学校保健に係る調査・研究及び統計並びに計画及び実施、教職員・児童・生徒の健康診断、学校結核対策委員会、学校環境の衛生管理、学校安全（スクールゾーン等を含む）及び日本スポーツ振興センター、所管する教育機関の指導助言及び総合調整に関する事務等を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

(1) 負担金、補助及び交付金について

負担金の支出は、日本スポーツ振興センターへの共済負担金（小学校 973 万 3,280 円、中学校 444 万 2,475 円）等である。

補助金の支出は、那覇地区中学校体育連盟主催事業（368 万 3,750 円）、那覇地区中学校文化連盟主催事業（126 万 3 千円）、県外派遣選手費（小学校 637 万 8,250 円、中学校 799 万 6,550 円）等に係る補助金である。

(2) 資金前渡・概算払について

資金前渡による支払いは、学校保健関係非常勤職員報酬（小学校 1,425 万 6 千円、中学校 673 万 2 千円）、定期健康診断等の業務委託料（小学校 615 万 9,294 円、中学校 213 万 5,357 円）等である。

概算払による支払いは、那覇地区中学校体育連盟主催事業補助金（368 万 3,750 円）、那覇地区中学校文化連盟補助金（126 万 3 千円）等である。

これらについて、予算執行伺い書等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約について

業務委託契約は、塵芥処理業務（小学校 907 万 9,156 円、中学校 457 万 1,041 円）、産業廃棄物処理（粗大ごみ等）業務（小学校 272 万 4,089 円、中学校 187 万 9,890 円）、貯水槽清掃業務（小学校 366 万 800 円、中学校 171 万 6 千円）、廃棄蛍光管処理業務等（小学校 148 万 6,672 円、中学校 64 万 5,529 円）、定期健康診断業務（小学校 4,211 万 1,318 円、中学校 2,053 万 5,472 円）等である。

(2) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料の契約は、学校保健室用パソコン一式賃借（小学校 139 万 1,685 円、中学校 74 万 9,580 円）、コンピュータ機器等賃借（小学校 15 件（9,806 万 1,329 円）、中学校 3 件（5,354 万 6,556 円））等である。

(3) 修繕料の契約について

修繕料の契約は、学校緑のカーテン事業 64 件（4,125 万 2,454 円）、仲井真中外 2 校ネットワーク工事（25 万 2 千円）等である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、「6 指摘事項等」以外はおおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況について

物品の出納及び保管等について、平成 23 年 5 月 10 日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合（抽出）した結果、おおむね適正に管理されているものと認めた。

6 指摘事項等

学校緑のカーテン事業について（注意事項）

学校緑のカーテン事業の修繕料の契約は、各学校毎の随意契約にて行われている。契約の原則は競争入札であることから、例えば複数校を一つのグループとして、一括発注するなど競争入札を検討し効率的な予算執行に努められたい。

○ 総合青少年課

1 職員の配置状況

総合青少年課の職員配置状況は、課長 1 人、副参事 1 人、主幹 2 人、主査 3 人、指導主事 3 人、主任主事 3 人、主任教育相談員 2 人、主事 1 人、教育相談員 1 人の計 17 人である。その他、非常勤職員 20 人である。

2 主な所掌事務

総合青少年課は、青少年問題及び青少年の健全育成並びに不登校対策に関する企画、調査及び研究、不登校への対応に係る学校への指導及び助言並びに支援、適応指導教室、児童生徒の問題行動、青少年に対する街頭指導、継続指導、青少年に関する相談その他教育相談、青少年施設の設置、管理及び廃止、青少年関係団体等との連絡調整、青少年団体の育成及び指導助言に関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

なお、メンタルヘルス・カウンセリング事業については、事業の実績を評価し、今後の相談業務等のさらなる充実を求める要望をした。

(1) 負担金、補助及び交付金について

負担金の支出は、大平養護学校卒業生父母の会（6万7,570円）、西崎養護学校卒業生父母の会（4万4,348円）、島尻養護学校卒業生父母の会（2万6,626円）、鏡が丘養護学校卒業生父母の会（1万3,793円）、沖縄県適応指導教室連絡協議会（1万円）、全国適応指導教室連絡協議会（5千円）等である。

補助金の支出は、那覇市青少年健全育成市民会議（357万2千円）、那覇市青年団体連絡会（153万円）、那覇市子ども会育成連絡協議会（46万8千円）等である。

(2) 資金前渡・概算払について

資金前渡による支払いは、地域自主開催成人式の報償費、那覇市青少年問題協議会委員の報酬、生徒サポーター傷害保険料、放課後子どもプラン運営委員会委員の報償費、学校支援地域本部事業コーディネーター謝礼金等である。

概算払による主な支払いは、那覇市生涯学習振興費補助金、那覇市青少年健全育成事業補助金、那覇市児童生徒県外交流事業旅費等である。

これらについて、予算執行伺い書等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約について

業務委託契約は、森の家みんな管理運営事業業務委託（1,115万円）、青少年旗頭事業業務委託（266万円）、那覇市児童生徒県外交流事業旅行業務（120万2,010円）である。

(2) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料の契約は、公用車賃借2件（45万9,900円）、複写機賃借（23万9,400円）、印刷機賃借（12万6千円）、タクシー使用料及び複写機保守料金等である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

(1) 土地・建物について

建物は、自然体験学習施設（那覇市立森の家みんな）1,023.16㎡である。

(2) 基金について

基金は、児童生徒県外交流基金（146万9,444円）である。

(3) 物品について

物品の出納及び保管等について、平成 23 年 5 月 11 日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合（抽出）した。

これらについて、関連台帳等により審査した結果、おおむね適正に管理されているものと認めた。

6 指摘事項等

メンタルヘルス・カウンセリング事業について（要望事項）

平成 22 年度における不登校、登校渋り等の相談ケースで、高校受験をしたのは 21 人である。（そのうち 16 人は受験対策の学習支援（1 月～3 月上旬）にも参加している。）その結果、合計 19 人が高校合格を果たしている。

不登校、不適応相談ケースの中には、発達障がい等が背景にあるケースも多く、継続相談により支援を続けている。単発の相談を含め年度末までに全体の約 55% が好転し、相談業務を終えた。その他のケースについてもそれぞれ改善を示している。今後とも相談業務等の充実に努められたい。

○ 学務課

1 職員の配置状況

学務課の職員配置状況は、課長 1 人、主幹 2 人、主査 3 人、主任主事 6 人、主事 2 人の計 14 人である。その他、非常勤職員 2 人、臨時職員 2 人である。

2 主な所掌事務

学務課は、要保護及び準要保護児童生徒就学援助費、特別支援学級就学奨励費、学務に関する企画、調査及び研究、児童及び生徒の就学、通学区域の設定及び改廃、在籍調査及び学校基本調査、教科用図書は無償給与、学校物品の調達及び管理、学校事務処理体制再構築に関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

資金前渡・概算払について

資金前渡による支払いは、小学校における医療費、準要保護学校給食費・学用品費、特別支援教育就学奨励費、中学校における医療費、準要保護学校給食費・学用品費・通学費・修学旅行費、特別支援教育就学奨励費、郵便料金（隣接校選択制・希望申請表・修学通知書）等である。

これらについて、予算執行伺書等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約について

業務委託契約は、新入学児童生徒就学通知書印刷委託外 1 件（52 万 4,428 円）、学事・就学援助支援システム業務委託の期間延長契約（158 万 250 円）、学事・就学援助支援システム業務委託の期間延長契約（154 万 8,540 円）等である。

(2) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料の契約は、コピーチャージ料外 1 件（20 万 5,997 円）、備品管理システム機器等賃借（281 万 6,660 円）、学事・就学援助支援システムメンテナンスフリー契約（30 万 8,700 円）、平成 18 年度小学校印刷機の賃借（270 万 6,480 円）、平成 18 年度小学校複写機の賃借（129 万 6,540 円）、識名小学校外 5 校及び那覇中学校外 2 校の電話交換機等設備賃借（175 万 7,700 円）、平成

19年度小学校複写機の賃借(72万9,600円)、城南小学校外12校の印刷機賃借(247万860円)、平成20年度小中学校複写機の賃借(111万5,700円)、平成20年度小中学校印刷機の賃借(170万1千円)、平成21年度小中学校複写機の賃借(158万4,576円)、平成21年度小中学校印刷機の賃借(147万9,996円)、平成21年度小中学校公用車賃借(197万784円)、平成22年度小中学校公用車賃借(65万1千円)NHK放送受信料(70万3,840円)、小中学校タクシー使用料(1,932万245円)、小中学校コピー使用料(1,787万5,226円)等である。

(3) 修繕料の契約について

修繕料の契約は、テレビ放送設備の修繕外2件(4万5,727円)、識名小パワーアンプ修理外411件(1,227万376円)、スピーカー梱包材の修理外1件(3万9,375円)、金城中アンプ修理外171件(714万4,903円)等である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

物品について

物品の出納及び保管等について、平成23年5月9日から同月12日に学務課、泊小学校、神原小学校、城北中学校の備品台帳、その他関係書類と現品を突合(抽出)した結果、おおむね適正に管理されているものと認めた。

6 指摘事項等

該当事項はありません。

○ 学校給食課

1 職員の配置状況

学校給食課の職員配置状況は、課長1人、主幹1人、主査2人、栄養士1人の計5人である。

2 主な所掌事務

学校給食課は、学校給食の企画、学校給食施設の設置及び廃止、学校給食の運営指導、給食費、団体育成、調理業務の民間委託に関する事務等を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

負担金、補助及び交付金について

負担金の支出は、沖縄県学校給食研究協議会(12万570円)である。

これらについて予算執行伺書等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約について

業務委託契約は、与儀小学校給食調理業務(1,742万9,030円)、識名小・城岳小学校給食調理業務(3,713万7,450円)、真和志小学校給食調理業務(1,740万円)、給食調理場防虫駆除業務(85万3,700円)、給食関係職員検便検査業務(164万6,379円)、単独校残菜回収業務(250万円)、給食室グリストラップ清掃業務(878万220円)等である。

(2) 工事及び設計委託契約について

工事及び設計委託の契約は、銘苅小学校共同調理場新築工事関連(1億7,062

万5千円)、古蔵小学校調理場関連改修工事関連(1億8,110万7,750円)、(仮称)新都心第2小学校単独調理場新築工事関連(1億343万2,160円)である。

(3) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料の契約は、学校給食献立作成用パソコン導入事業(189万3,780円)、首里学校給食センター用地賃借(593万1,162円)等である。

(4) 修繕料の契約について

修繕料の契約は、安謝小学校配膳室改修業務(57万6,450円)、銘苺小学校プラットフォーム改修業務外37件(320万9,216円)である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、「6 指摘事項等」以外は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

(1) 土地・建物について

土地は、小禄学校給食センター(1,233.15㎡)、真和志学校給食センター(3,214.00㎡)、建物は那覇学校給食センター(1,957㎡)、首里学校給食センター(1,039.25㎡)、小禄学校給食センター(968.00㎡)、真和志学校給食センター(1,176.17㎡)である。

(2) 物品について

物品の出納及び保管等について、平成23年5月11日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合(抽出)した。

これらについて、関連台帳等により審査した結果、おおむね適正に管理されているものと認めた。

6 指摘事項等

(1) 学校給食関係職員の貸与被服購入について(是正事項)

学校給食調理員等の貸与被服(上着・ズボン・調理靴等)について、次年度の使用に供することを目的に当該年度末に購入し(支払額218万9,845円)、貸与している。財政法第12条及び地方自治法第208条第1項で「各会計年度における経費は、その年度の歳入を以て、これを支弁しなければならない」(会計年度独立の原則)とされており法令を遵守し、適正な事務処理に努められたい。

(2) 首里学校給食センター用地賃借契約の遡及適用について(是正事項)

本契約は、契約期間が平成22年4月1日から平成23年3月31日までの契約について平成22年4月1日付けで契約すべきところ、平成22年4月7日付けで契約し、平成22年4月1日に契約対象期間を遡及適用している。地方自治法第234条第5項で「その委任を受けた者が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、当該契約は、確定しないものとする。」とされている。この契約については昨年度も同様の事務処理が行われている。今後は法令を遵守し、適正な事務処理に努められたい。

(3) 学校給食残菜回収処理業務委託について(要望事項)

学校給食の献立は児童・生徒の健康増進及び食育の推進を図るために所定の栄養基準量等を参考に地域の実態(家庭での栄養摂取状況等)を配慮して作成されている。

平成22年度実施の給食残量調査では副食の残量率が小学校1割強、中学校2割弱という結果がでていた。

児童・生徒の心身の健全な発達の促進及び学校給食残菜回収業務委託の経費削減を図るため学校給食の食べ残しの減量に向けた取組強化を行い効率的、

効果的な事業の執行に努められたい。

○ 教育研究所

1 職員の配置状況

教育研究所の職員配置状況は、所長 1 人、指導主事 3 人、主査 3 人、主任主事 2 人の計 9 人である。その他、非常勤職員 5 人である。

2 主な所掌事務

教育研究所は、全国標準学力検査、小中学校情報教育の支援、指導助言、企画、教育研究員、教育研究所運営審議会、各種講座、N A R A E ネットに関すること。学校ネットワーク支援及び情報教育の推進、教育コンピューター保守管理・教育機器整備に関すること、図書資料提供に関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

(1) 負担金、補助及び交付金について

負担金の支出は、沖縄県教育研究所連盟（1 万円）、九州地区教育研究所連盟（6 千円）、全国教育研究所連盟（2 万円）への団体負担金である。

(2) 資金前渡・概算払について

資金前渡による支払いは、平成 22 年度全国教育研究所連盟負担金、平成 22 年度夏期授業実践講座講師謝礼金、平成 22 年度全国教育研究所連盟教育課題研究会参加旅費、平成 22 年度運営審議会報酬等である。

これらについて予算執行伺書等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約について

業務委託契約は、ごみ処理業務委託料（7 万 2 千円）、平成 22 年度標準学力調査業務（179 万 7, 130 円）、那覇市教育用ネットワーク運用業務（1, 297 万 8 千円）、インストラクター派遣業務（19 万 4, 400 円）等である。

(2) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料の契約は、那覇市立教育研究所情報教育機器等の賃借（156 万 2, 340 円）、O A 推進事業の情報機器他の賃借（94 万 7, 346 円）、教育用 P C 保守点検用車両の賃借（43 万 4, 700 円）等である。

(3) 修繕料の契約について

修繕料の契約は、小学校内 N W 機器修繕その外 21 件（145 万 3, 914 円）等である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

物品について

物品の出納及び保管等について、平成 23 年 5 月 11 日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合（抽出）した結果、おおむね適正に管理されているものと認めた。

6 指摘事項等

該当事項はありません。

○ 学校給食センター

1 職員の配置状況

学校給食センターの職員配置状況は、所長1人、副所長4人、主任主事3人、主事1人、調理主査4人、主任調理員8人、調理員29人、運転手5人の計55人である。その他、県費栄養職員は8人ある。

2 主な所掌事務

学校給食センターは、給食センターの管理運営、給食センター運営委員会、給食費の執行、賄材料の調達及び検収、献立の作成及び栄養に関する業務、調理及び運搬、その他学校給食センターの設置目的を達成するために必要な事業に関する事務等を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

(1) 負担金、補助及び交付金について

負担金の支出は、沖縄県学校給食共同調理場連絡協議会（2万5,347円）への団体負担金、安全運転管理者講習会（8,400円）である。

(2) 資金前渡・概算払について

資金前渡による支払いは、那覇・首里・小禄・真和志学校給食センター運営委員会の委員への報酬（45万6千円）、費用弁償（15万6千円）、安全運転者講習会への出席負担金（8,400円）である。

これらについて予算執行伺書等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約について

業務委託契約は、4給食センターボイラー管理業務（1,953万円）、4給食センター警備業務（231万円）、那覇・小禄給食センター残菜処理業務（104万円）、首里・真和志給食センター残菜処理業務（72万円）、那覇給食センター塵芥処理業務（91万1,196円）首里・真和志・小禄給食センター塵芥処理業務（973万350円）、首里・小禄給食センター産業廃棄物処理業務（65万1千円）、那覇給食センター学校給食運搬業務（2,350万462円）等である。

(2) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料の契約は、首里給食センター食器類賃借（107万6,400円）、小禄給食センター食缶洗浄機賃借（269万8,920円）、真和志給食センタースチームコンベクションオーブン賃借（216万900円）等である。

(3) 修繕料の契約について

修繕料の契約は、蒸気ボイラー部品取替修繕外28件（187万3,792円）、排煙装置取替修繕外25件（312万2,732円）等である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

物品について

物品の出納及び保管等について、平成23年5月12日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合（抽出）した結果、おおむね適正に管理されているものと認めた。

6 指摘事項等
該当事項はありません。